

令和5年 第1回浅口市農業委員会議事録

令和5年1月13日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	欠	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	欠
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第2号 農地法施行規則該当転用届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年2月15日（水））

開会（午後１時３２分）

議長 それでは、会議を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

明けておめでとうございます。今年も健康に気をつけて頑張ってくださいと思います。特にコロナがまだどんどんはやっておりまして、身近な人も亡くなったというふうな話も入ってくるんですが、新聞にほとんど載らないような状況ですので、ああ、あの人がコロナで亡くなったんじゃないかというお話を時々聞くようになりました。特に増えておりますので、健康に気をつけてくださいと思います。

これより令和５年第１回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの委員は１０名で定足数に達しております。梶原委員は遅れてこられるそうなので、ご連絡いたします。また、推進委員は１１名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第１、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において、５番古川委員、６番佐藤委員を指名します。

日程第２、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。

日程第３、議事に移ります。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。

６８２番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は２ページになりますので、お開きください。

議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和５年１月１３日提出。

番号６８２、金光町大谷、田、５３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いします。

議長 次に、５番古川委員、補足説明をお願いします。

委員 ５番古川です。

位置図は１ページ、２ページになりますが、これは国道２号線の交差点と金光隧道のちょうど中ほどに点滅の信号機があるんですけど、そこから東へ１００メートルばかり行った南側、国道の南側に位置します。特に問題ないかと思いますが、審議のほ

議 長 うよろしくお願いいたします。  
ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、682番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、683番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号683、鴨方町深田、田、115平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。  
場所は、みどりヶ丘の深田から渡るほうの左側の入り口に池がありますが、その池のすぐ南下になります。譲渡し人が高齢のためにもう管理できないというようなことから、地続きである譲受人のほうの土地がすぐ隣にありますので、お願いして、今回の運びとなったようです。問題ないかと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、683番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、684番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号684、鴨方町六条院東、畑、271平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。  
譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 11番渡邊です。  
この案件の場所は、旧JAの四条原の店から県道沿いに南へ300メートル行った東側になります。譲受人のほうがこの畑をずっとしており、問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、684番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 続きまして、691番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号691-1、鴨方町六条院東、田、334平米。同じく2、鴨方町六条院東、田、1,106平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。 譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議長	次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委員	11番渡邊です。 この案件の場所は、国道2号線鴨方ドライブインから東へ行ったら信号があります。その信号から南へ県道沿いに400メートルぐらい行った東側になります。これは譲渡し人が管理できないため、今現在譲受人が耕作をしている土地であります。このたび、贈与によることで譲り渡すということになった案件です。問題ないかと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑なしと認めます。 それでは、691番の件についてご異議ありませんか。
委員	異議なし声
議長	異議なしと認め、許可することに決定をいたします。 続きまして、692番の件について、事務局の説明を求めます。
事務局	失礼します。番号692、金光町大谷、畑、373平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。本件は中古住宅に附属した農地の取得のため、下限面積が100平米となります。 譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
議長	次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。
委員	5番古川です。 これは位置図は9、10ページになりますが、この土地は国道2号線の金光隧道の西の交差点から県道を南へ500メートルほど行った山の東側の斜面の畑になりますが、このうちの人が県道沿いに家を建てて出て行って、今空き家になっただけで、それを売りたいということで、その宅地に隣接したところなんでこういうふうなことになったと思います。特に問題はないかと思ひますので、審議のほどよろしくお願ひ

いたします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、692番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、694番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号694-1、金光町地頭下、畑、128平米。同じく2、金光町地頭下、畑、122平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。本件は中古住宅に附属した農地の取得のため、下限面積が100平米となります。

譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。  
位置図は11、12ページになります。これは夫婦池のところですか、小三宅の公会堂か、そこから西へ100メートルほど入ったところですか。現在、空き家になっている〇〇〇〇、そこを買うということで、隣接している土地が2筆、これを購入することです。今は畑になっとんですが、きれいにしとんですが、今後もきれいに草刈り等管理するということと言われておりましたので、特に問題ないと思いますので、よろしく願いします。

議 長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、694番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
695番の件について、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

事務局 すみません。先に事務局から議案の説明が。

議 長 すみません。原稿がばらばらになっとんですすみません。

事務局 それでは、失礼します。番号695-1、鴨方町六条院中、田、475平米。同じく2ほかといたしまして、田3筆、2、100平米、畑3筆、1、252平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。本件は中古住宅に附属した農地の取得となります。

譲受人は取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願い

たします。

議長 それでは次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

位置図は、13から18ページになります。案件の場所なのですが、13と14は先ほど出ました旧JAの四条原の店の西側に当たります、1番、2番。17のほうは、旧JAから300メートル北に行ったら吉池という池があります。その周りに2筆あります。2番は草刈りをされて管理されてますが、残りは全部遊休農地化しております。中古住宅と一緒にもう全部田畑も買ってこれえということで、そういう話でなっとんじじゃないかと思えます。問題ないかと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、695番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

680番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年1月13日提出。

番号680、金光町占見新田、畑、405平米、譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

位置図は、19、20ページになります。ザグザグの金光店ができとんですが、その南側になります。譲渡し人が、位置図でいう〇〇〇〇に家を建てたときに、当該の今回の土地、これも一緒に擁壁で囲うてしもうて造成している土地です。家のほうは長年空き家となっとったんですが、今回の畑のほうは雑木が生えていたんですが、畑の部分だけを現況で売却することになったらしいです。そして、東側の道路が3.8メートルしかないらしいんで、これを20センチ引いて、擁壁を崩して4メートルにして住宅を建てるようなことを言われておりました。特に問題ないと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、680番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、685番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号685、鴨方町鴨方、畑、255平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡  
し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇となります。農地区  
分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上問題な  
く、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
委員 6番佐藤です。  
位置図は21ページ、22ページです。場所は、鴨方高校から指田川に沿って東へ  
約300メートルぐらい行った南側になります。譲渡し人と譲受人、これはおじとお  
いの関係になります。このたび、おいが家を建てたいということで、おじが敷地の  
一部を提供するというようなことのようなことかと思われま。ご審議よ  
ろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、685番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、686番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号686-1、鴨方町益坂、田、23平米。譲受人は〇〇〇〇、譲  
渡し人は〇〇〇〇。同じく2、鴨方町益坂、田、7.86平米。譲渡し人は、〇〇〇  
〇。転用目的は宅地拡張で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種及び第2  
種です。なお、〇〇〇〇は第3条による取得後3年以内の転用となりますが、ほかに  
目的を達成できるほかの土地がないことから、転用もやむを得ないものと判断して  
おります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく  
お願いいたします。

議長 次に、柚木委員が欠席しておりますので、事務局が補足説明を行います。  
事務局 失礼します。位置図のほうは、23ページ、24ページになります。  
ちょうど丸池の西側約70メートルの付近になります。地元の柚木委員のほうから  
は特に問題ないと聞いておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、686番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、689番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号689、金光町占見、畑、320.55平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途区域内となります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番渡邊です。  
位置図は、25、26ページになります。場所は、福永の消防機庫があるんですが、それから西に、これは市道になると思うんですが、西へ200メートルほど行ったところになります。現状は耕作はしてない、畑みたいになっとなんですが、いつも草を刈ったりしてきれいにされとなんですが、このたび住宅を建てるということで取引をすることになったらしいです。前に水路があるんですが、それもきちっと市と協議してから対応するというふうなことを言われておりました。特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま説明がありました。  
質疑はありませんか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、689番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、693番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号693、鴨方町深田、畑、172.73平米。譲受人は〇〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

事務局 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。  
委員 6番佐藤です。  
位置図は27ページ、28ページになります。  
場所は、天草公園の南側、里庄分を小坂のほうへ向いて走る道路がありますが、そのちょうど深田と里庄、高岡との境のところの高岡神社があります。その高岡神社から東へ約400メートルぐらい行ったところになります。譲渡し人の奥さんの実家が今回申請が出てます土地のすぐ北側になります。そこへ譲受人が今借家で入られ

とるようですが、このたび譲り受けられるように話が決まったようですが、それに伴い駐車場もないということから、今の申請地と一緒に譲るといような話になったようです。問題なかろうかと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。  
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。  
　　それでは、693番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
　　続きまして、696番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号696、金光町占見新田、畑、55平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は宅地拡張で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、1番大橋委員、補足説明をお願ひいたします。

委 員 　　1番大橋です。

　　場所は、県道倉敷笠岡線です。すぐ隣にほかま医院があります。そこの東側の土地を拡張して、進入路みたいな道路をこしらえる予定です。別に問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。  
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。  
　　それでは、696番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
　　続きまして、697番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号697-1、鴨方町地頭上、田、686平米。同じく2、鴨方町地頭上、田、12平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。一般基準上問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、同じく柚木委員は欠席しておりますので、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 　　失礼します。位置図のほうは31、32ページになります。

　　場所は、鴨方インターのほぼ西側の辺りになります。地元の柚木委員のほうからは特に問題ない、周りの方も異論はないというふうに聞いておるといことですので、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議長 それでは、697番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、698番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号698-1、金光町占見新田、畑、509平米。同じく2ほかといたしまして、田4筆、1,941平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇となります。転用目的は分譲宅地で、施設の概要は〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、用途区域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 1番大橋です。

議長 場所は金光学園のすぐ北側の裏になります。それで、今は周りも畑か田んぼみたいなどころなんですけど、別に問題はないと思います。よろしく願いします。

委員 ただいま説明がありました。

議長 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、698番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 議案第3号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

事務局 議案第3号農用地利用集積計画につきまして。令和5年1月13日提出。

議長 それでは、説明いたします。

事務局 番号43番から46番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は4名、農地は8筆です。更新が2筆、新規が6筆であります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、全て5年となります。

議長 次に、7ページに移ります。

事務局 1の(1)地目別設定面積につきまして、田8,194平方メートル、畑0平方メートル、計8,194平方メートル。

議長 以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長	<p>ただいま説明がありました。          質疑はありませんか。</p>
委 員	なし声
議 長	<p>質疑なしと認めます。          それでは、この件についてご異議ありませんか。</p>
委 員	異議なし声
議 長	<p>異議なしと認め、承認することに決定をいたします。          日程第4、報告事項に移ります。          報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。          事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>失礼します。議案書8ページになりますので、お開きください。          報告第1号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年1月13日提出。          番号687-1、金光町八重、田、1,093平米。同じく2ほかといたしまして、田3筆、4,493平米、借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇となります。合意年月日、令和4年12月13日、引渡し年月日も同日となります。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。          質疑はありませんか。</p>
委 員	なし声
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。          報告第2号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。          事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>失礼します。議案書は9ページになりますので、お開きください。          報告第2号農地法施行規則該当転用届について。令和5年1月13日提出。          番号688、鴨方町鴨方、田、94平米のうち4平米。申請人は、〇〇〇〇、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。          質疑はありませんか。</p>
委 員	なし声
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。          日程第4、その他に移ります。          事務局から報告等がありましたらお願いたします。</p>
事務局	<p>①農地の利用意向調査について          ②農地の最適化活動に関するアンケートについて          ③農業委員等の研修会について          ④次回の農業委員会について</p>
議 長	ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会とします。

ご苦労さまでした。

閉会（午後2時10分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月13日

浅口市農業委員会会長 印

同 委 員 印

同 委 員 印